

(仮称)伊勢市郷土資料館の整備について

1. 郷土資料館に関する経緯

- ・ 昭和 60 年 9 月～平成 5 年 12 月
旧山田郵便局電話分室(本町)に設置
- ・ 平成 6 年 4 月～平成 23 年 3 月
旧市立図書館(岡本 3 丁目)に設置
- ・ 平成 24 年 1 月～令和 5 年 3 月
郷土資料コーナーを小俣総合支所 1 階に設置
- ・ 令和 5 年 7 月 3 日
総務政策委員協議会において、いせ市民活動センター北館 2 階に整備することを協議

2. 今後のスケジュール(予定)

- 令和5年 9 月 定例会へ議案提出
 - ・ 予算(基本計画策定委員会経費、基本計画策定業務委託料)
 - ・ 附属機関条例の改正(基本計画策定委員会)
- 10 月～ 基本計画策定委員会の設置
 - ・ 基本構想、基本計画の審議
- 令和6年 8 月 基本構想・基本計画の策定
建物改修設計、展示設計
- 令和7年度～ 建物改修工事、展示製作・工事

開館

いせ市民活動センターの指定管理について

1. 施設の名称及び所在地

いせ市民活動センター
伊勢市岩渕 1 丁目 2 番 29 号

2. 業務内容

いせ市民活動センターの管理運営

3. 指定期間

第 7 期（現行）	第 8 期（予定）
令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日 (2 年間)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 (1 年間)

4. 指定期間の変更及び指定管理者

令和 7 年度以降の指定管理対象施設の形態が一部変更となる予定であることから、指定管理期間は令和 6 年度のみとする。指定の期間が短いことから、指定管理者の公募は行わず現行の指定管理者を指定したい。

5. 指定管理の状況

指定管理者 特定非営利活動法人いせコンビニネット

協定による指定管理料 30,200,000 円（令和 4 年度～5 年度：2 年間）

年間利用者数（参考）

令和 3 年度	北館	18,493 人	南館	5,533 人
令和 4 年度	北館	20,352 人	南館	8,801 人

総務政策委員協議会 資料3
令和5年8月30日(水)
担当:二見総合支所生活福祉課

教育民生委員協議会 資料3
令和5年8月29日(火)
担当:教育委員会事務局社会教育課

産業建設委員協議会 資料2
令和5年8月28日(月)
担当:産業観光部農林水産課

公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について

施設類型別計画に基づき、市が公共施設として所有している公民館等集会施設(以下「集会施設」という。)を地元自治会、町会、区等(以下「自治会等」という。)に譲渡するにあたっての基本的な方針を次のとおり定める。

1 譲渡にあたっての基本的な考え方

- (1) 市が所有する集会施設の建物及び土地は、現行の用途を継承することを条件とした上で自治会等へ無償で譲渡する。
- (2) 自治会等は、譲渡にあたって、財産を所有できる法人格(認可地縁団体等)を取得することとする。

2 建物修繕等について

- (1) 譲渡にあたっての建物修繕
市において、譲渡前に施設の安全性及び機能維持等に必要な修繕を実施
- (2) 譲渡後の建物修繕、解体等
自治会等が実施する修繕等については、「伊勢市自治会集会所建設等補助金交付要綱」(市民交流課所管)による補助金の利用が可能
(解体費用については、要綱改正し1/2補助対象とする。)

3 自治会等への譲渡が困難な場合の対応

公共施設としての用途は廃止するが、自治会等が引き続き施設の使用を希望する場合は、「管理主体変更」により、建物が使用できる間は、自治会等へ無償で貸し付けることができる。
管理主体変更にあたっては、施設の安全性を確保するための修繕を市が行うが、その後の修繕は、全て自治会等において行うこととする。

4 譲渡等の時期について

自治会等における譲渡等の意思決定については、令和6年度中を基本とするが、意思決定に時間を要することが見込まれる場合には、最長3年間延長(令和9年度中)できるとし、その後、事務手続き及び建物修繕等を完了した後に譲渡を完了する。

〈参考〉

区 分	建物所有	法人格	譲渡等にあたっての修繕	譲渡等後の修繕	解体費用
譲渡	自治会等	要	安全性及び機能維持	補助対象	1/2 補助
管理主体変更	市	不要	安全性の確保	補助なし	不要

対 象 施 設 一 覧

NO	名 称	総務 政策	教育 民生	産業 建設	所 管 課
1	三津コミュニティセンター	○			二見総合支所生活福祉課
2	江コミュニティセンター	○			二見総合支所生活福祉課
3	西コミュニティセンター	○			二見総合支所生活福祉課
4	光の街コミュニティセンター	○			二見総合支所生活福祉課
5	今一色コミュニティセンター	○			二見総合支所生活福祉課
6	村松町民会館		○		社会教育課
7	東豊浜町土路区町民会館		○		社会教育課
8	西豊浜町上区町民会館		○		社会教育課
9	柏町民会館		○		社会教育課
10	船江会館		○		社会教育課
11	坂東会館		○		社会教育課
12	有滝町民会館		○		社会教育課
13	小川町民会館		○		社会教育課
14	田尻町民会館		○		社会教育課
15	辻久留台会館		○		社会教育課
16	昭和苑会館		○		社会教育課
17	檜原町民会館		○		社会教育課
18	東大淀町民会館		○		社会教育課
19	植山町民会館		○		社会教育課
20	明野公民館		○		社会教育課
21	湯田公民館		○		社会教育課
22	小俣北部公民館		○		社会教育課
23	宮前公民館		○		社会教育課
24	上惣公民館		○		社会教育課
25	溝口会館		○		社会教育課
26	高畑公民館		○		社会教育課
27	下小俣公民館		○		社会教育課
28	小林公民館		○		社会教育課
29	新高公民館		○		社会教育課
30	高向公民館		○		社会教育課
31	王中島公民館		○		社会教育課
32	上條公民館		○		社会教育課
33	新開公民館		○		社会教育課
34	下長屋公民館		○		社会教育課
35	上長屋公民館		○		社会教育課
36	中長屋公民館		○		社会教育課
37	上條公民館分館		○		社会教育課
38	二見健康管理増進センター			○	農林水産課

つり銭準備金の盗難に係る経過について

1. 経過及び現状

令和 5 年 3 月 14 日	収納推進課のつり銭準備金 91,000 円の紛失が判明
令和 5 年 3 月 20 日	伊勢警察署へ盗難による被害届を提出

2. つり銭準備金の補填

- (1) 全国市長会公金総合保険へ盗難被害として保険金請求書を提出
⇒令和 5 年 6 月 1 日、被害全額（91,000 円）分の保険金が支払われ、
現在、損害額は実質補填されている状況。
- (2) 令和 4 年度決算の取扱い
⇒令和 4 年度一般会計決算においては、盗難により現金 91,000 円が
不足することで調製予定。

3. 公金管理の徹底について

- (1) 収納推進課
⇒職員につり銭準備金の管理徹底を周知。保管方法の見直しを図る。
- (2) つり銭準備金の交付を受けている所属
⇒日々つり銭準備金等の保管確認の徹底を図る。月に一度、確認結果
を会計管理者へ報告。
- (3) その他各所属
⇒公金の取り扱いに際し、更なる適正な管理に努める。

令和 5 年 3 月 23 日	所属長へ通知
令和 5 年 7 月 24 日	所属長へ通知
令和 5 年 7 月 24 日、25 日	職員研修を実施

戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について

令和 6 年 1 月からの窓口業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、決定しましたので報告します。

- 1 選定経過 令和 5 年 5 月 8 日（月）募集開始
 令和 5 年 5 月 22 日（月）募集締切
 令和 5 年 6 月 27 日（火）第 1 回選定委員会
 令和 5 年 7 月 19 日（水）第 2 回選定委員会・プレゼンテーション
- 2 提 案 2 社
- 3 委託業者 東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 番地
 株式会社 ニチイ学館
- 4 契 約 日 令和 5 年 8 月予定
- 5 委託期間 令和 6 年 1 月 1 日 ～ 令和 8 年 12 月 31 日（3 年間）
- 6 契約金額 1 7 8, 0 5 6, 0 0 0 円（税抜）

賓日館の指定管理について

1. 施設の名称及び所在地

賓日館
二見町茶屋 566 番地 2

2. 指定期間

第 4 期 (現行)	第 5 期 (予定)
平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日 (5 年間)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 (2 年間)

3. 指定期間の変更及び指定管理者

令和 8 年度からの賓日館耐震改修工事により、建物の指定管理期間は令和 7 年度までの 2 年間とし、従来どおり非公募にて現行の指定管理者を指定することとする。

4. 指定管理の状況

指定管理者 NPO 法人 二見浦・賓日館の会
協定による指定管理料 37,108,337 円 (平成 31 年度～5 年度 : 5 年間)
年間利用者数 (参考)
令和 3 年度 14,369 人
令和 4 年度 21,040 人